

年度	平成16～18年度
----	-----------

基本目的 3 人権が尊重され、市民が主体となって取り組む協働社会になる

行動目標 3-1 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できる (所管課名 男女共同参画課)

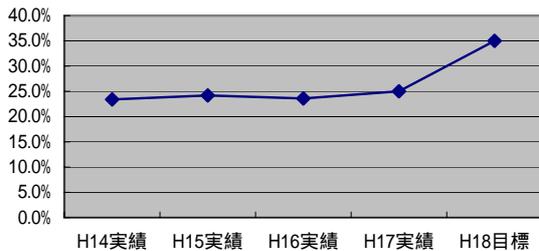
任務	男女がお互いの人権を尊重し、責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる社会にする
-----------	---

任務の成果・活動指標の推移

審議会等への女性の登用率

H14実績	23.4%
H15実績	24.2%
H16実績	23.6%
H17実績	25.0%
H18目標	35.0%

審議会等への女性の登用率



指標の説明

男女共同参画が推進されている状態としては、市民の男女共同参画意識の普及度という指標も考えられるが、女性のエンパワーメントという視点から、女性の社会参画の代表的な指標として、市の審議会等への女性の登用率を用いた。なお、市では、平成11年度に女性委員登用推進要綱を定め、登用率の向上に努めている。

任務に対する評価

これまでの取組と成果、手段の妥当性

平成16～17年度

平成16年度、条例案の策定のため男女共同参画推進協議会内に専門部会を設置し、「条例の骨子に関する提言」がなされた。これをもとに17年度は、パブリックコメント手続等を経て、「男女共同参画推進条例」を制定した。

○女性が力をつけること(エンパワーメント)を目的に、女性センターを拠点とし、さまざまな男女共同参画社会の実現をめざした啓発事業を実施するとともに、利用団体・グループの支援や人材育成に努めた。16年度はリーダー養成、17年度は新しい分野(防災、団塊の世代)に力点を置いた。

○平成16年度よりNPO団体にファミリー・サポート・センターの事業委託を行い、市民と協働により地域の子育て支援を行う。

平成18年度

条例に基づいて男女共同参画基本計画を、男女共同参画審議会、市民等の意見を反映させながら策定する。

男女共同参画アドバイザー(市民)と協働で出前講座を行うなど各種啓発事業を通じて、市民、事業者に対して条例の周知、男女共同参画への意識啓発に努める。

これからの課題、施策等展開の方向性

18年度に策定する基本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者と協力・連携しながら、種々の施策の展開に努める。

総合的に男女共同参画施策を推進するため、全庁的な体制を強化する。